

(2022年2月12日(土))

○EIPSからの情報提供(その1)

関税率表の基となる品目表は、通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」により国際的に統一されています。HS条約の附属書は「HS品目表」と呼ばれており、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表です。

HS条約は、1988年1月から発効しており、2021年(令和3年)9月現在で日本をはじめ160カ国・地域が加盟しています。更に、HS品目表を実際に使用している国は、条約加盟国も含め200カ国以上となることから、世界貿易の98%以上がHS品目表により関税分類されているといわれています。

HS品目表は、技術革新による新規商品の登場等に対応するため、概ね5年毎に大幅な改正が行われ、このたび2022年(令和4年)1月1日に発効されました。

そのHS改正に、WCO貿易局のHS分類担当上級テクニカル・オフィサーとして関わっておりましたEIPSサポーターの尾本 薫様から「関税分類(HS分類)で社会に貢献」と題して投稿がありましたので、情報提供させていただきます。

※参考資料1：[実行関税率表\(2022年1月1日版\)](#)：税関 Japan Customs

※参考資料2：

[HS品目表の2022年改正\(HS2022\)の概要](#)(財務省関税局・税関提供)

(2022年2月12日(土))

関税分類 (HS 分類) で社会に貢献

EIPS サポーター 尾本 薫

コロナのアウトブレイク以降、公衆衛生と安全の重要性が高く認識されています。

日本を含め世界各国で、各種のコロナ対策が講じられていますが、私はその中でも、最も重要な役割を果たしてきている物品の一つとして、コロナ診断キットを挙げるができると思っています。

感染の有無を迅速に確認し、適切なケアを受けることを可能にするとともに、周囲の人々への拡大を防ぐため、診断キットは無くってはならない物品ではないでしょうか。

診断キットには、PCR 法によるものと免疫法によるものがあり、輸出入される際の関税分類は、HS 条約の規定により、キット内の重要な構成要素に基づくこととなるため、化学 (PCR) 試薬又は免疫産品として、それぞれ異なる分類番号 (HS コード) として扱われてきました。

診断キットの関税分類が、PCR 法・免疫法に拘わらず国際的に一つの HS コードに統一されれば、輸出入通関が容易になり、貿易の迅速化に繋がることから、本年1月より関税率表 (HS 品目表) が改正され、すべての種類の診断キットが 38.22 項に分類されるようになりました。

毎日世界中の国で、何十万、何百万という新たな感染者数が報告されています。世界全体で実際に使われている診断キットの数は、感染者数の何倍もの膨大な量になります。その内の多くの部分は、輸出入貿易によって賄われており、それらは本年1月以降、統一的に 38.22 項に分類され、迅速な通関が行われているはずです。

医療品以外の分野、例えば環境問題においても HS 品目表は重要な役割を果たしています。

HS 品目表は、貿易物品を特定できることから、例えば、地球温暖化対策では、オゾン層を破壊するフロンガス等を個々の化学品名で特定することにより、HS 品目表の適用国 (200 か国以上) の間で、規制対象物品の国際物流が統一的にモニターされています。

環境問題の中でも最も関心が高いのは、海洋汚染の原因ともなるプラスチックごみ問題であり、現在、国際連合環境計画 (UNEP) の依頼により、廃棄物に関するバーゼル条約と HS 条約間で、プラスチック廃棄物に関する連携が取れないか、提案書の作成等のお手伝いをさせていただいております。
